

掛川市条例第18号

掛川市社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市社会教育委員条例の一部を改正する条例

掛川市社会教育委員条例（平成17年掛川市条例第154号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|----------------|---|
| (定数) 第2条（略） | (定数) 第2条（略） <u>（委嘱の基準）</u> 第2条の2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 |
| (任期) 第3条（略） | <u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u> <u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(3) 学識経験を有する者</u> (任期) 第3条（略） |

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。